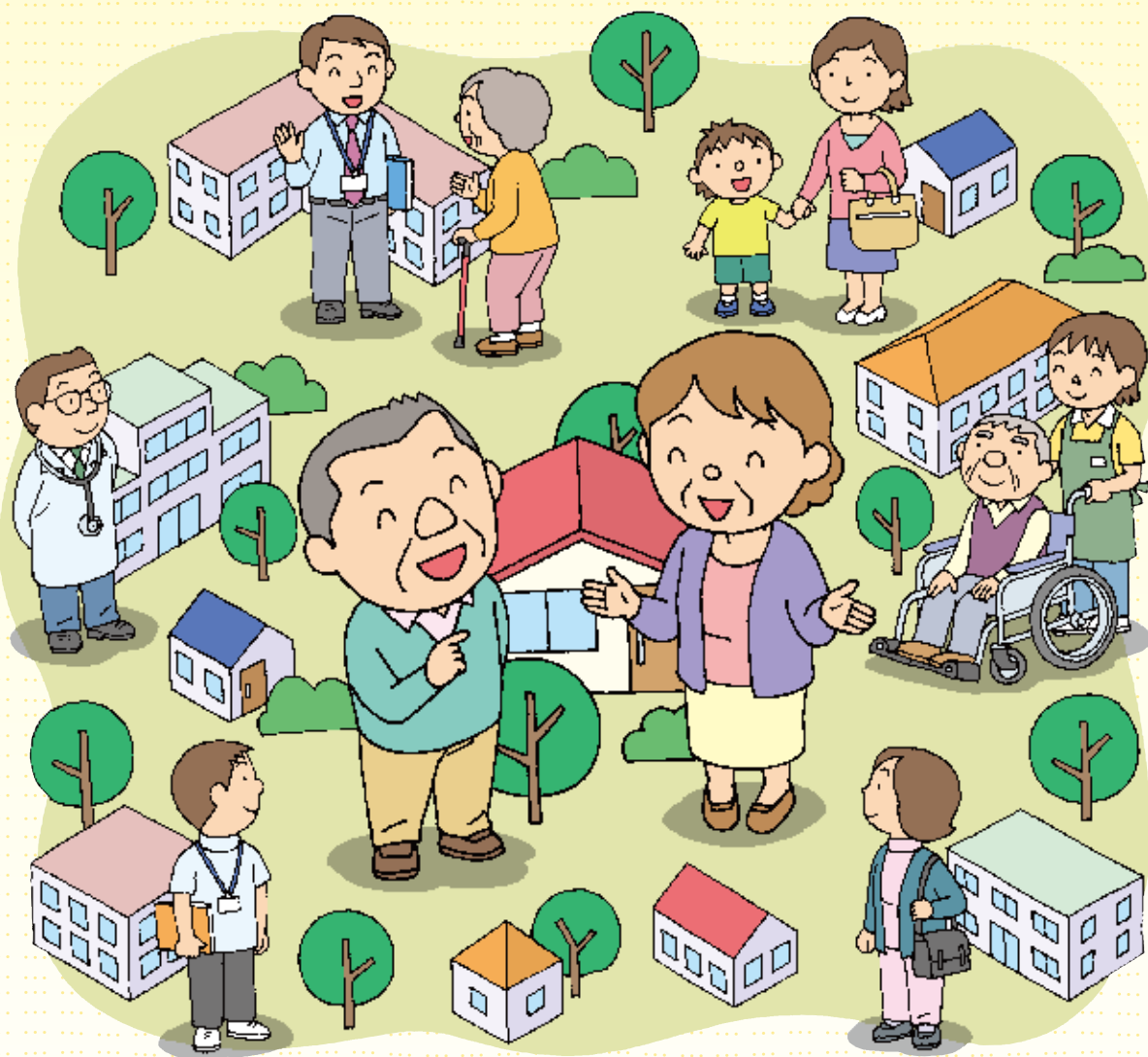


✿ 安心させえる ✿

介護保険

いつまでも このまちで



もくじ

●介護保険のしくみ	2	●地域密着型サービス	12
●サービスの利用手順	3	●介護予防・日常生活支援総合事業	14
●利用者の負担	4	●介護保険料	16
●要介護1～5の人が利用できるサービス	5	●地域包括ケアシステム	18
●要支援1・2の人が利用できるサービス	10	●地域包括支援センター	19

介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。

40歳以上の人（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）



介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

保険証 65歳になったら交付されます。

- 65歳以上の人で、交通事故など第三者の不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

医療保険に加入している40～64歳の人（第2号被保険者）

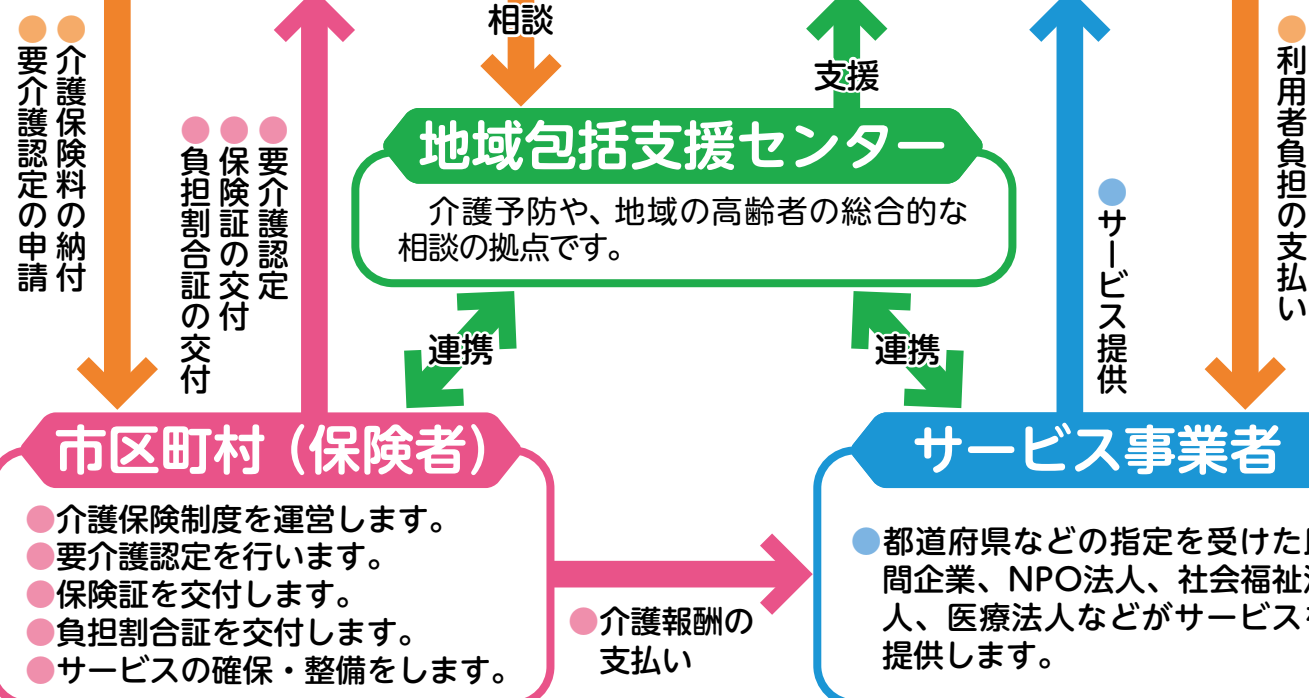


特定疾病※で介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。※特定疾病とは、介護保険法で定められている16疾病のことです。

保険証 認定を受けた場合などに交付されます。

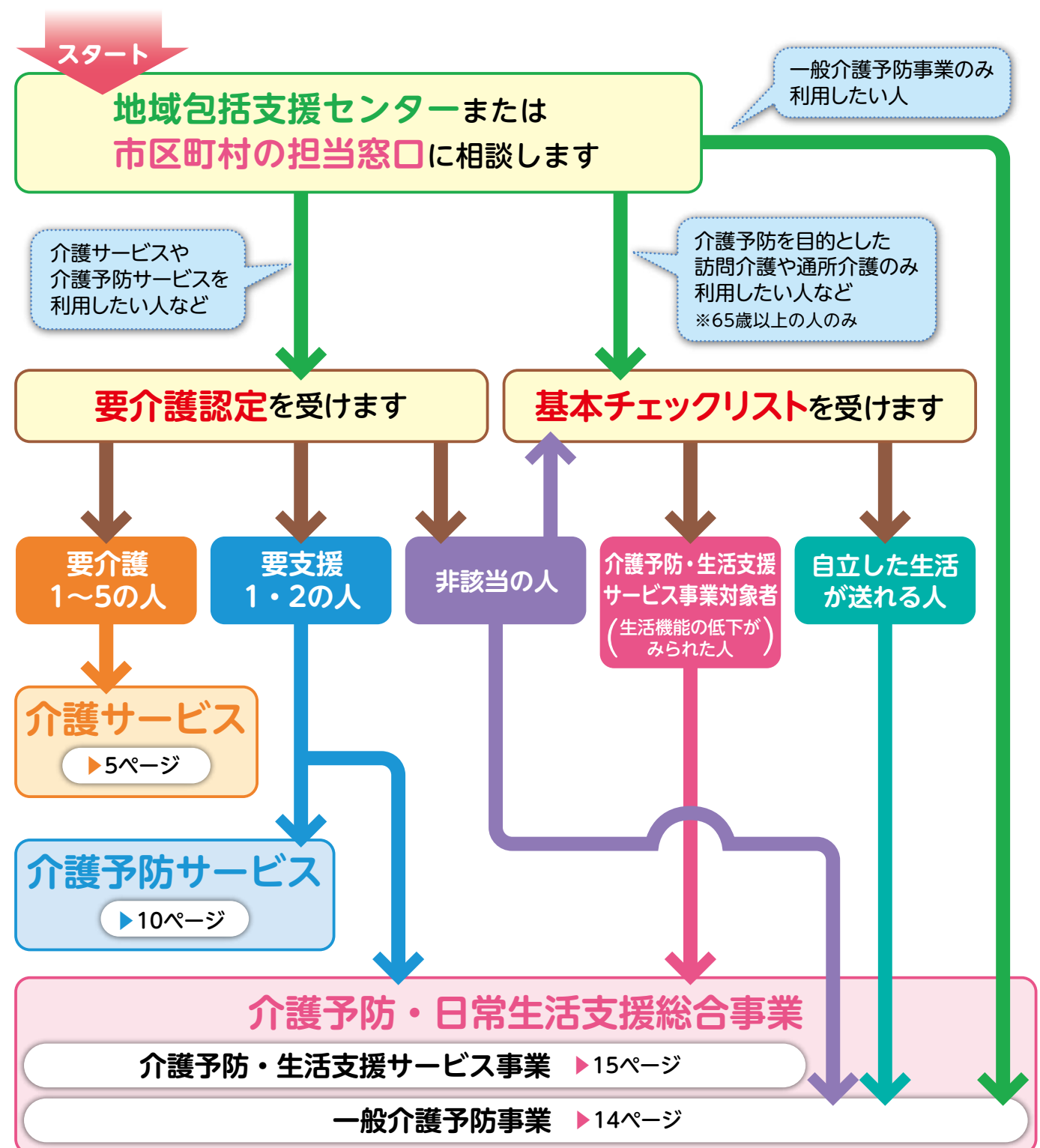
- | | | | |
|--|---|--|--|
| <p>40～64歳の人が介護保険を利用するときに対象となる病気（特定疾病）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ● 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦韌帯骨化症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|--|---|--|--|

要介護認定を受けている人などには、保険証とは別に、介護保険負担割合証が交付されます。



サービスの利用手順

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にご相談します。要介護認定または基本チェックリストを受けて、利用できるサービスが決まります。



※基本チェックリストを受けて事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定の申請はできます。
※生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割を果たす機能のことです。

認定を受けた人や介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合証が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合が記載されています。

利用者の負担

サービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担です。



●介護保険で利用できる額には上限があります

おもな在宅サービスは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、サービス費用の1割、2割、または3割で利用できますが、上限を超えてサービスを利用した場合は超えた分は全額利用者の負担となります。

介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1と同額の支給限度額です。

■おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記は標準地域の金額で、地域差は勘案していません。

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

■医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の人

区分	限度額
ア 基準総所得額 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の人）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の人）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる人（年金収入のみの場合80万円）以下の人	19万円

要介護1～5の人が利用できるサービス

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費・日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変更されました。

在宅サービス

訪問してもらう

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 （20分以上30分未満の場合）	244円
生活援助中心 （20分以上45分未満の場合）	179円

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回 （20分以上サービスを行った場合）	308円
-------------------------	------

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

（単一建物居住者1人に対して行う場合）

医師が行う場合（月2回まで）	515円
----------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 （30分未満の場合）	471円
病院または診療所から訪問 （30分未満の場合）	399円

施設に通う

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りです。



●利用者負担のめやす

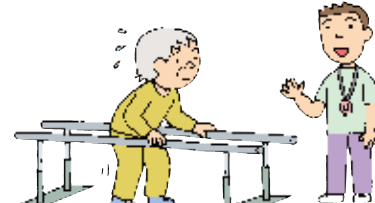
（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

要介護 1	658円
～	～
要介護 5	1,148円

※送迎を含む。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。



●利用者負担のめやす

（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

要介護 1	762円
～	～
要介護 5	1,379円

※送迎を含む。

短期間、施設に入所する

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などをします。

●利用者負担のめやす

（併設型・多床室の場合・1日）

要介護 1	603円
～	～
要介護 5	884円

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、医師の診療などをします。

●利用者負担のめやす

（多床室の場合・1日）

要介護 1	830円
～	～
要介護 5	1,052円

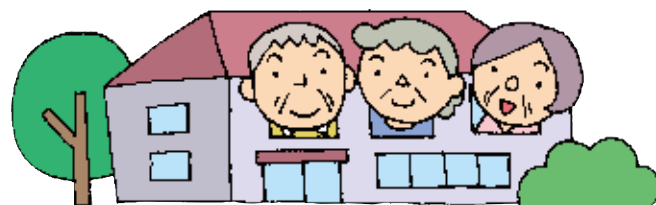
特定施設で利用する

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1日）

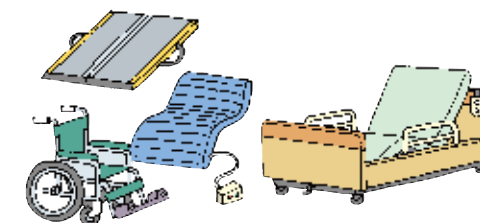
要介護 1	542円
～	～
要介護 5	813円



生活する環境を整える []内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助ける福祉用具を借りられます。



- 車いす（車いす付属品を含む）★
- 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）★
- 床ずれ防止用具★
- 体位変換器★
- 手すり（工事をとまなわないもの）
- スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器★
- 移動用リフト（つり具を除く）★
- 自動排泄処理装置◆

★の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
◆の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。
（ただし、尿のみを吸引するものは、要支援1～要介護3の人も利用できます）

令和6年4月から

下線の福祉用具のうち、
●固定用スロープ
●歩行器（歩行車を除く）
●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
購入する場合は、特定福祉用具販売として利用します。利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

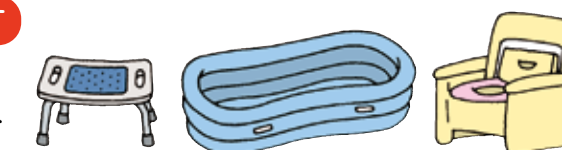
用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P4参照）が適用されます。

※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です

下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、購入費が支給されます。



- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽

令和6年4月から

下記の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く）
●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

●利用者負担について

同年度で10万円を上限に1～3割の負担割合で利用することができます。

住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる工事も対象になります。

●利用者負担について

20万円を上限に1～3割の負担割合で利用することができます。



施設サービス

要支援の人は、施設サービスは利用できません。

施設に入所する

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で自宅での生活が困難な人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	589円
要介護 5	871円

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアや介護を行います。

●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

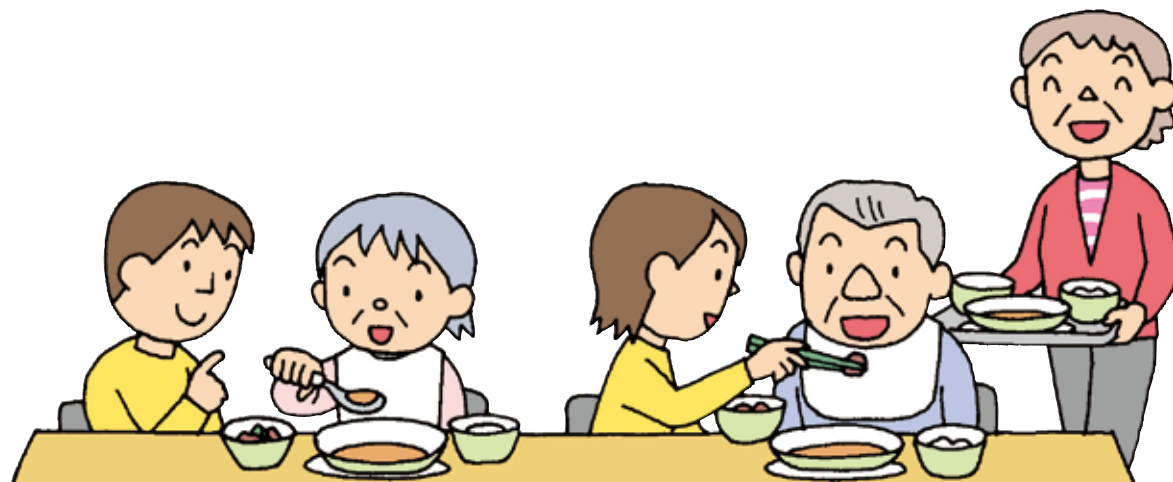
要介護 1	793円
要介護 5	1,012円

介護医療院

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

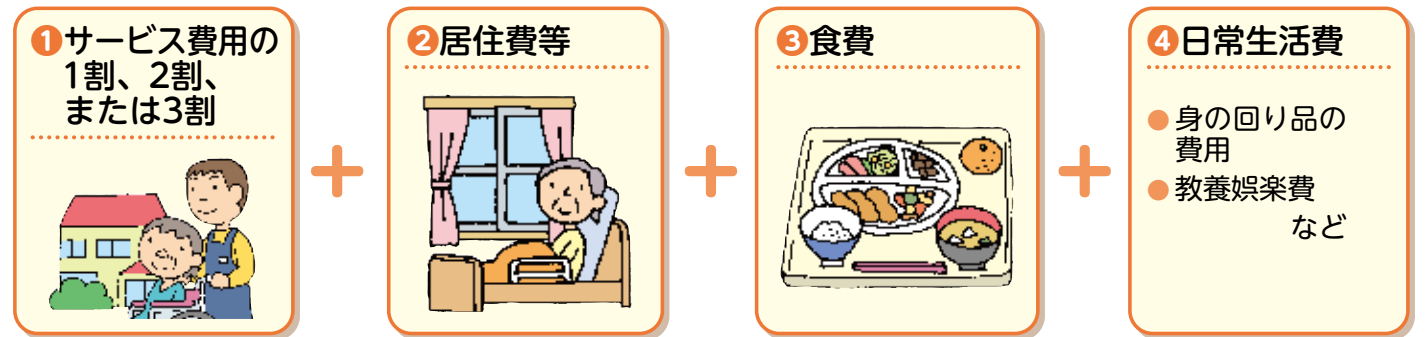
●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	833円
要介護 5	1,375円



施設に入所した場合の利用者負担

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

●居住費等：ユニット型個室 2,066円

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。

ユニット型個室的多床室 1,728円

従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 1,231円）

多床室 437円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 915円）

●食費：1,445円

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人が経済的理由で施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から給付されます。



●負担限度額【1日あたり】

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

●次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の場合

利用者負担段階が

第1段階	： 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
第2段階	： 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える
第3段階①	： 単身 550万円、夫婦1,550万円を超える
第3段階②	： 単身 500万円、夫婦1,500万円を超える

※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給されません。

要支援1・2の人が利用できるサービス

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、滞在費・食費・日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更になりました。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変更になりました。

「訪問型サービス」と「通所型サービス」は、市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されています。詳しくは15ページをご覧ください。

訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師が認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

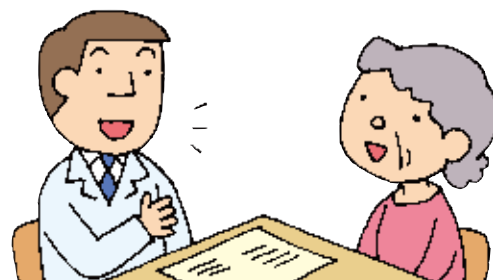


●利用者負担のめやす

1回 (20分以上サービスを行った場合)	298円
-------------------------	------

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師が必要と認めた場合に看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から訪問 (30分未満の場合)	382円

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

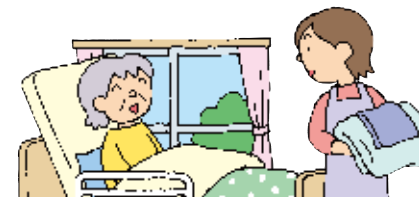
※送迎、入浴を含む。

短期間、施設に入所する

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などをします。



●利用者負担のめやす

(併設型・多床室の場合・1日)

要支援 1	451円
要支援 2	561円

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などをします。



●利用者負担のめやす

(多床室の場合・1日)

要支援 1	613円
要支援 2	774円

特定施設で利用する

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要支援 1	183円
要支援 2	313円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶P7をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶P7をご覧ください

地域密着型サービス

[]内は地域密着型介護予防サービスの名称です。

住み慣れた地域で生活をするための、地域の特性に応じたサービスです。市区町村により実施サービスは異なります。原則として他市区町村のサービスは利用できません。

★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費、日常生活費がかかる場合があります。

★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います。

●利用者負担のめやす (1か月)

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1 } 要介護 5	10,458円 } 27,209円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアをします。

●利用者負担のめやす (1か月)

要介護 1 } 要介護 5	12,447円 } 31,408円
------------------	----------------------

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な特定施設で利用する

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどの特定施設で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護 1 } 要介護 5	546円 } 820円
------------------	----------------

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす (多床室の場合・1日)

要介護 1 } 要介護 5	600円 } 887円
------------------	----------------

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人向けのサービス

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、専門的なケアを日帰りでを行います。

●利用者負担のめやす

(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

要支援 1	861円
要支援 2	961円
要介護 1 } 要介護 5	994円 } 1,427円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練をします。

●利用者負担のめやす

(ユニット数1の場合・1日)

要支援 2	761円
要介護 1 } 要介護 5	765円 } 859円

※要支援1の人は利用できません。

訪問してもらう

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。



●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス (I)	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の対応を行います。

●利用者負担のめやす

(一体型で訪問看護サービスを行う場合・1か月)

要介護 1 } 要介護 5	7,946円 } 28,298円
------------------	---------------------

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設に通う

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などをします。



●利用者負担のめやす

(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1 } 要介護 5	753円 } 1,312円
------------------	------------------

※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

★具体的な内容や費用などは市区町村によって異なります。詳しくは地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

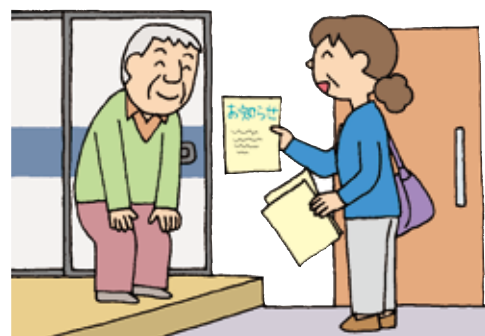
◎一般介護予防事業 利用できる人 65歳以上の人

一般介護予防事業は、65歳以上でおもに自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

主な一般介護予防事業

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報を活用して、閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護予防活動への参加を促します。



介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や講座・講演会などの開催などによって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。



地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。



◎介護予防・生活支援サービス事業

利用できる人 要支援1・2の人
介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

訪問型サービス

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。

たとえば…

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。
- 体力の改善が必要な場合に、保健師などが相談指導をします。



通所型サービス

通所介護施設で食事・入浴などの支援や生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。

たとえば…

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援をします。
- 生活機能を改善するために、保健・医療の専門家が運動器の機能向上や、栄養改善などの短期的な指導をします。



介護保険料

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスを受けられるように、保険料は忘れず納めましょう。

●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市区町村ごとに必要な介護保険サービスの費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決められます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。

基準額（年額） 72,000円

所得段階	対象となる方	負担割合	介護保険料（年額）
第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	20,500円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	34,900円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	49,300円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.900	64,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.000	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.200	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	122,400円
第10段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	136,800円
第11段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	151,200円
第12段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	165,600円
第13段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.400	172,800円
第14段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.700	194,400円
第15段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.900	208,800円

★第1～3段階の保険料は、公費負担により軽減されています。

●高齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

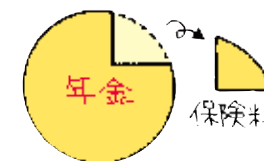
特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額**18万円以上**の人

年金の定期支払い（4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- など



普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額**18万円未満**の人

壬生町から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■安心・便利な口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。下記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。



保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると	督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。
1年以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。
2年以上滞納すると	サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに壬生町の担当窓口にご相談ください。

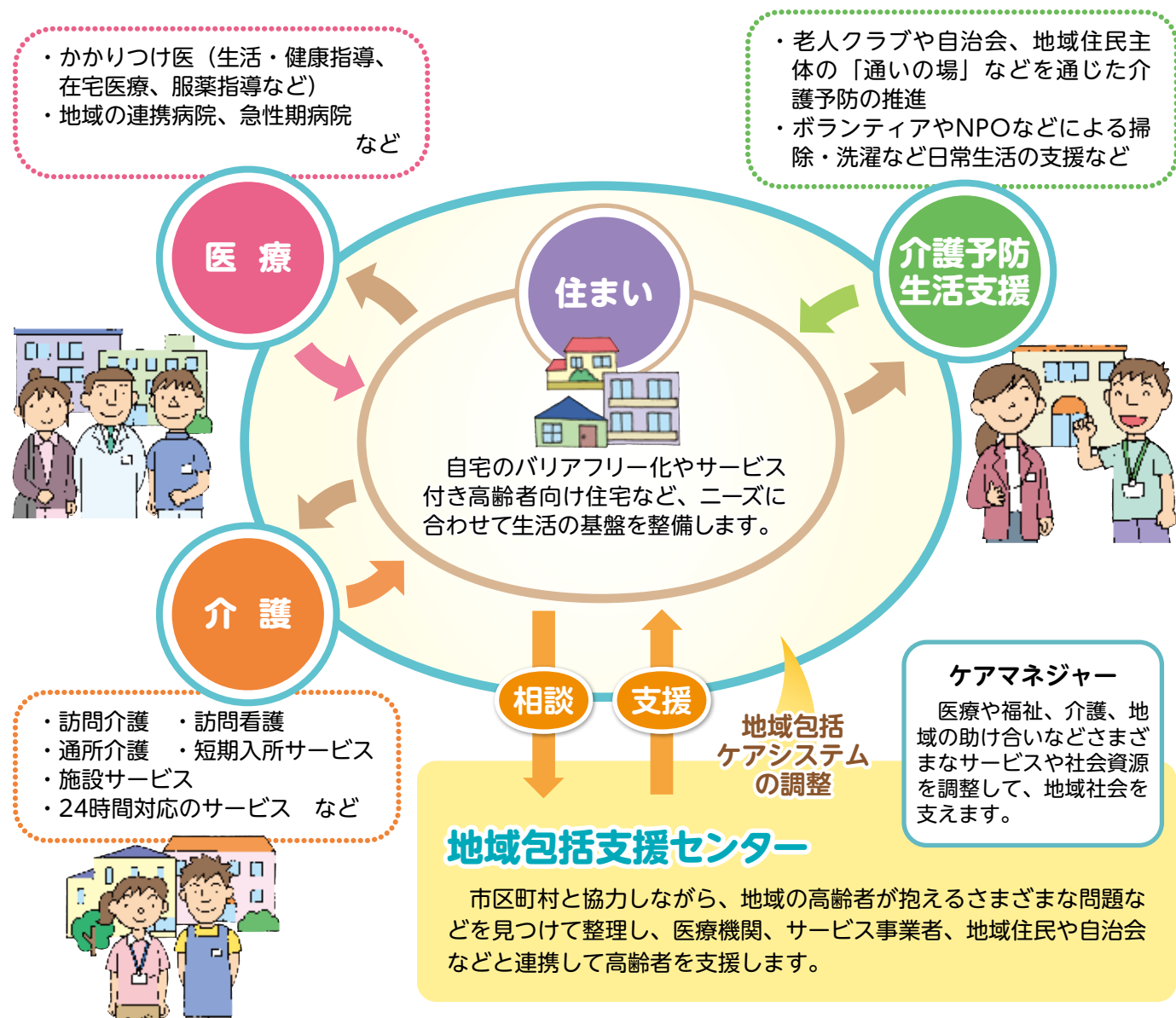
●40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。



住み慣れた地域での暮らしを支える「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要とされるサービスを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。



地域包括ケアシステムに必要な4つの「助」

市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自分の力で問題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

自助

住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

互助

地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的に助け合うことです。

共助

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

公助

税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

高齢者のための相談窓口 地域包括支援センター



壬生南地区地域包括支援センター ☎ 82-2119

壬生北地区地域包括支援センター ☎ 86-3579

地域包括支援センターは介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな相談支援を行っています。

壬生南地区地域包括支援センター
☎ 0282-82-2119

下表町 中表町 下横町 今井
上表町 東下台 城東町 舟町 栄町
仲通町 上通町 三好町 旭町 万町
上新町 下馬木(壬生) 西高野
城内 城南 馬場 原宿 田向稻荷内
上坪 前宿坪 台坪 星の宮
至宝町北 ひばりヶ丘 六美町南部
車塚 六美町中央 下台団地 駅東
至宝町南 県営壬生住宅 釜ヶ淵
原坪 鹿島 下馬木(稲葉) 下町
上町 本郷 松原 西部 中央 北原
台宿 下坪 東原 鯉沼 福和田

壬生北地区地域包括支援センター
☎ 0282-86-3579

六美町北部 緑町1丁目～4丁目
幸町1丁目～4丁目 おもちゃのまち
いずみ 北小林 安塚(一) 安塚(二)
安塚(三) 上長田 上田 中泉
助谷 助谷原 落合 国谷中央
国谷新田 獨協医大職員寮 あけぼの
安塚南部 若草 国谷本田 安塚中央
虹の杜 国谷南



壬生町の高齢者に対する 福祉サービスのご案内

高齢者にとって、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して住み続けられることが何にもまして大切なことです。

そのためにも、町では高齢者の方々に以下のような事業を実施しています。



問い合わせ先

健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

健康福祉課介護保険係 ☎81-1876、81-1877

生活支援サービス

- ★生活支援ホームヘルプ事業
介護保険が適用にならない支援が必要な高齢者にホームヘルパーを派遣し、生活の支援をします。
- ★軽度生活援助事業
家の周りの片付け・除草など軽易な日常生活の援助をおこないます。
- ★寝具洗濯乾燥消毒事業
寝具の衛生管理が困難な方に、洗濯・乾燥・消毒を提供します。
- ★外出支援サービス事業
外出の困難な方に対して医療機関等への通院にタクシー利用の支援をおこないます。(町外に限る)
- ★安否・緊急通報システム貸与事業
ひとり暮らし高齢者等に安否確認・緊急通報システム装置の貸与をおこないます。
- ★家族介護教室
介護方法や健康づくり等の知識や技術を習得する教室を開催します。
- ★生活支援ボランティア派遣事業
(つなぐ輪みぶ)
高齢者の方が、住みなれた自宅で生活できるよう、お互いに困っていることを助けあう、会員制の有償ボランティア活動です。

介護予防サービス

- ★日帰り介護(デイサービス)事業
介護保険の非該当者で入浴等に不安のある方にデイサービスの利用を提供します。

助成・給付

- ★家庭介護者助成事業
要介護度3～5に該当する高齢者を在宅で介護している介護者に対して助成金を交付します。
- ★紙おむつ給付事業
要介護度3～5に該当する紙おむつ使用の高齢者に紙おむつ給付券を支給します。

その他のサービス

- ★介護サポート24事業
在宅で介護している家族が急に介護できなくなった場合等に、緊急の宿泊サービスを提供します。